

アーカイブ総括編 新旧対照表

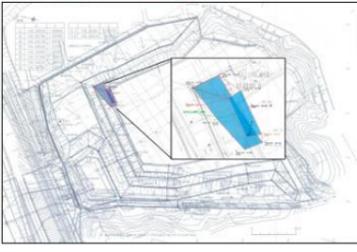
番号	ページ	変更箇所	旧	新	変更内容																																																														
1	3	はじめに	R D問題においては、初期段階から何度も周辺住民が県に通報や苦情を寄せていたにもかかわらず、県の対応が十分でなく、 県と周辺住民 がしっかりと連携して取り組むことができなかった経過があります。	R D問題においては、初期段階から何度も周辺住民が県に通報や苦情を寄せていたにもかかわらず、県の対応が十分でなく、 県と周辺住民や住民団体 がしっかりと連携して取り組むことができなかった経過があります。	「住民団体」を追記																																																														
2	3	はじめに	こうした経緯を経て、周辺自治会・栗東市・滋賀県では平成22年4月から 周辺自治会の皆さんとの話し合い をスタートし、	こうした経緯を経て、周辺自治会・栗東市・滋賀県では平成22年4月から「 周辺自治会の皆さんとの話し合い 」をスタートし、	「周辺自治会の皆さんとの話し合い」が固有名詞であることがわかるよう鍵括弧を追記																																																														
3	4	はじめに	<p>R D問題の経過（概要）</p> <table border="1"> <tr><td>昭和54年（1979年）12月</td><td>旧R D社が旧処分場における産業廃棄物の最終処分について県から許可を取得</td></tr> <tr><td>平成10年（1998年）5月</td><td>旧R D社が旧処分場における産業廃棄物の最終処分を廃止</td></tr> <tr><td>平成11年（1999年）10月</td><td>旧処分場内（排水管）で硫化水素（50ppm）を検出</td></tr> <tr><td>平成12年（2000年）7月</td><td>旧処分場内（地下2mの地点）で硫化水素（22,000ppm）を検出</td></tr> <tr><td>平成13年（2001年）12月</td><td>県が旧R D社に4項目の改善命令を发出</td></tr> <tr><td>平成18年（2006年）4月</td><td>県が旧R D社に支障の除去等に係る措置命令を发出</td></tr> <tr><td>平成18年（2006年）6月</td><td>旧R D社の破産手続開始（平成26年（2014年）3月に法人格消滅）</td></tr> <tr><td>平成22年（2010年）1月</td><td>県が緊急対策に着手（同年8月に完了）</td></tr> <tr><td>平成23年（2011年）11月</td><td>周辺自治会と県が一次対策工事に係る協定を締結</td></tr> <tr><td>平成24年（2012年）6月</td><td>県が産廃特措法に基づき環境大臣の同意を得て実施計画を策定</td></tr> <tr><td>平成24年（2012年）8月</td><td>県が一次対策に着手（翌年3月に完了）</td></tr> <tr><td>平成24年（2012年）10月</td><td>周辺自治会と県が二次対策工事に係る協定を締結</td></tr> <tr><td>平成25年（2013年）5月</td><td>第1回旧R D最終処分場問題連絡協議会を開催</td></tr> <tr><td>平成25年（2013年）12月</td><td>県が二次対策に着手（令和3年（2021年）2月に工事が完了）</td></tr> <tr><td>令和5年（2023年）3月</td><td>県による二次対策が完了（以後もモニタリング等を継続）</td></tr> </table>	昭和54年（1979年）12月	旧R D社が旧処分場における産業廃棄物の最終処分について県から許可を取得	平成10年（1998年）5月	旧R D社が旧処分場における産業廃棄物の最終処分を廃止	平成11年（1999年）10月	旧処分場内（排水管）で硫化水素（50ppm）を検出	平成12年（2000年）7月	旧処分場内（地下2mの地点）で硫化水素（22,000ppm）を検出	平成13年（2001年）12月	県が旧R D社に4項目の改善命令を发出	平成18年（2006年）4月	県が旧R D社に支障の除去等に係る措置命令を发出	平成18年（2006年）6月	旧R D社の破産手続開始（平成26年（2014年）3月に法人格消滅）	平成22年（2010年）1月	県が緊急対策に着手（同年8月に完了）	平成23年（2011年）11月	周辺自治会と県が一次対策工事に係る協定を締結	平成24年（2012年）6月	県が産廃特措法に基づき環境大臣の同意を得て実施計画を策定	平成24年（2012年）8月	県が一次対策に着手（翌年3月に完了）	平成24年（2012年）10月	周辺自治会と県が二次対策工事に係る協定を締結	平成25年（2013年）5月	第1回旧R D最終処分場問題連絡協議会を開催	平成25年（2013年）12月	県が二次対策に着手（令和3年（2021年）2月に工事が完了）	令和5年（2023年）3月	県による二次対策が完了（以後もモニタリング等を継続）	<p>R D問題の経過（概要）</p> <table border="1"> <tr><td>昭和54年（1979年）12月</td><td>旧R D社が旧処分場における産業廃棄物の最終処分について県から許可を取得</td></tr> <tr><td>平成10年（1998年）5月</td><td>旧R D社が旧処分場における産業廃棄物の最終処分を廃止</td></tr> <tr><td>平成11年（1999年）10月</td><td>旧処分場内（排水管）で硫化水素（50ppm）を検出</td></tr> <tr><td>平成12年（2000年）7月</td><td>旧処分場内（地下2mの地点）で硫化水素（22,000ppm）を検出</td></tr> <tr><td>平成13年（2001年）12月</td><td>県が旧R D社に4項目の改善命令を发出</td></tr> <tr><td>平成17年（2005年）9月</td><td>旧処分場の掘削調査でドラム缶5本を発見</td></tr> <tr><td>平成18年（2006年）4月</td><td>県が旧R D社に支障の除去等に係る措置命令を发出</td></tr> <tr><td>平成18年（2006年）6月</td><td>旧R D社の破産手続開始（平成26年（2014年）3月に法人格消滅）</td></tr> <tr><td>平成22年（2010年）1月</td><td>県が緊急対策に着手（同年8月に完了）</td></tr> <tr><td>平成23年（2011年）11月</td><td>周辺自治会と県が一次対策工事に係る協定を締結</td></tr> <tr><td>平成24年（2012年）6月</td><td>県が産廃特措法に基づき環境大臣の同意を得て実施計画を策定</td></tr> <tr><td>平成24年（2012年）8月</td><td>県が一次対策に着手（翌年3月に完了）</td></tr> <tr><td>平成24年（2012年）10月</td><td>周辺自治会と県が二次対策工事に係る協定を締結</td></tr> <tr><td>平成25年（2013年）5月</td><td>第1回旧R D最終処分場問題連絡協議会を開催</td></tr> <tr><td>平成25年（2013年）12月</td><td>県が二次対策に着手（令和3年（2021年）2月に工事が完了）</td></tr> <tr><td>令和5年（2023年）3月</td><td>県による二次対策が完了（以後もモニタリング等を継続）</td></tr> </table>	昭和54年（1979年）12月	旧R D社が旧処分場における産業廃棄物の最終処分について県から許可を取得	平成10年（1998年）5月	旧R D社が旧処分場における産業廃棄物の最終処分を廃止	平成11年（1999年）10月	旧処分場内（排水管）で硫化水素（50ppm）を検出	平成12年（2000年）7月	旧処分場内（地下2mの地点）で硫化水素（22,000ppm）を検出	平成13年（2001年）12月	県が旧R D社に4項目の改善命令を发出	平成17年（2005年）9月	旧処分場の掘削調査でドラム缶5本を発見	平成18年（2006年）4月	県が旧R D社に支障の除去等に係る措置命令を发出	平成18年（2006年）6月	旧R D社の破産手続開始（平成26年（2014年）3月に法人格消滅）	平成22年（2010年）1月	県が緊急対策に着手（同年8月に完了）	平成23年（2011年）11月	周辺自治会と県が一次対策工事に係る協定を締結	平成24年（2012年）6月	県が産廃特措法に基づき環境大臣の同意を得て実施計画を策定	平成24年（2012年）8月	県が一次対策に着手（翌年3月に完了）	平成24年（2012年）10月	周辺自治会と県が二次対策工事に係る協定を締結	平成25年（2013年）5月	第1回旧R D最終処分場問題連絡協議会を開催	平成25年（2013年）12月	県が二次対策に着手（令和3年（2021年）2月に工事が完了）	令和5年（2023年）3月	県による二次対策が完了（以後もモニタリング等を継続）	平成17年9月の掘削調査でドラム缶が発見されたことを追記
昭和54年（1979年）12月	旧R D社が旧処分場における産業廃棄物の最終処分について県から許可を取得																																																																		
平成10年（1998年）5月	旧R D社が旧処分場における産業廃棄物の最終処分を廃止																																																																		
平成11年（1999年）10月	旧処分場内（排水管）で硫化水素（50ppm）を検出																																																																		
平成12年（2000年）7月	旧処分場内（地下2mの地点）で硫化水素（22,000ppm）を検出																																																																		
平成13年（2001年）12月	県が旧R D社に4項目の改善命令を发出																																																																		
平成18年（2006年）4月	県が旧R D社に支障の除去等に係る措置命令を发出																																																																		
平成18年（2006年）6月	旧R D社の破産手続開始（平成26年（2014年）3月に法人格消滅）																																																																		
平成22年（2010年）1月	県が緊急対策に着手（同年8月に完了）																																																																		
平成23年（2011年）11月	周辺自治会と県が一次対策工事に係る協定を締結																																																																		
平成24年（2012年）6月	県が産廃特措法に基づき環境大臣の同意を得て実施計画を策定																																																																		
平成24年（2012年）8月	県が一次対策に着手（翌年3月に完了）																																																																		
平成24年（2012年）10月	周辺自治会と県が二次対策工事に係る協定を締結																																																																		
平成25年（2013年）5月	第1回旧R D最終処分場問題連絡協議会を開催																																																																		
平成25年（2013年）12月	県が二次対策に着手（令和3年（2021年）2月に工事が完了）																																																																		
令和5年（2023年）3月	県による二次対策が完了（以後もモニタリング等を継続）																																																																		
昭和54年（1979年）12月	旧R D社が旧処分場における産業廃棄物の最終処分について県から許可を取得																																																																		
平成10年（1998年）5月	旧R D社が旧処分場における産業廃棄物の最終処分を廃止																																																																		
平成11年（1999年）10月	旧処分場内（排水管）で硫化水素（50ppm）を検出																																																																		
平成12年（2000年）7月	旧処分場内（地下2mの地点）で硫化水素（22,000ppm）を検出																																																																		
平成13年（2001年）12月	県が旧R D社に4項目の改善命令を发出																																																																		
平成17年（2005年）9月	旧処分場の掘削調査でドラム缶5本を発見																																																																		
平成18年（2006年）4月	県が旧R D社に支障の除去等に係る措置命令を发出																																																																		
平成18年（2006年）6月	旧R D社の破産手続開始（平成26年（2014年）3月に法人格消滅）																																																																		
平成22年（2010年）1月	県が緊急対策に着手（同年8月に完了）																																																																		
平成23年（2011年）11月	周辺自治会と県が一次対策工事に係る協定を締結																																																																		
平成24年（2012年）6月	県が産廃特措法に基づき環境大臣の同意を得て実施計画を策定																																																																		
平成24年（2012年）8月	県が一次対策に着手（翌年3月に完了）																																																																		
平成24年（2012年）10月	周辺自治会と県が二次対策工事に係る協定を締結																																																																		
平成25年（2013年）5月	第1回旧R D最終処分場問題連絡協議会を開催																																																																		
平成25年（2013年）12月	県が二次対策に着手（令和3年（2021年）2月に工事が完了）																																																																		
令和5年（2023年）3月	県による二次対策が完了（以後もモニタリング等を継続）																																																																		
4	6	第1章1(1)	旧処分場は、琵琶湖南東部にあり、古琵琶湖層群からなる 標高90～115m程度の信楽山麓丘陵の北端部に位置している。	旧処分場は、琵琶湖南東部にあり、古琵琶湖層群からなる 信楽山麓丘陵の北端部の標高120～150m程度 に位置している。	・旧処分場の標高を修正。 ・その他文言の修正。																																																														
5	19	第1章3(1)	旧処分場で埋立てが許可されていた産業廃棄物は、有機物等が付着していないがれき類等（雨水等に触れても性状が変化しない廃棄物）のみであった。	旧処分場で埋立てが許可されていた産業廃棄物は、有機物等が付着していないがれき類等（雨水等に触れても性状が変化しない廃棄物）のみであった。 （許可品目は○ページ参照）。	許可品目の記載ページについて追記。																																																														
6	21	第2章1	処分場の設置届出から硫化水素ガス発生前まで（昭和54年（1979年）11月12日～ 昭和57年（1982年）7月13日 ）	処分場の設置届出から硫化水素ガス発生前まで（昭和54年（1979年）11月12日～ 平成11年（1999年）10月10日 ）	期間の記載を修正。																																																														

7	24	第2章1(4)		 <p>平成3年(1991年)12月6日 県による立入検査時の旧処分場</p>	旧処分場立入検査時の写真を追加。
8	26	第2章1(6)	平成6年頃からの旧R D社の焼却施設から発生したばい煙、ばい塵による被害は、産業廃棄物処理を考える会(以下「考える会」という。)において、地元住民からの証言という形でまとめられており、その記述内容を引用して紹介する。(団体の概要は後述)	平成6年頃からの旧R D社の焼却施設から発生したばい煙、ばい塵による被害は、産業廃棄物処理を考える会(以下「考える会」という。)において、地元住民からの証言という形でまとめられており、その記述内容を引用して紹介する。 (団体の概要は後述)	後述の記述が団体概要に係る内容ではないため文言を削除。
9	31	第2章2(1)	周辺住民等からは、旧R D社に対する不信感や新技術であったガス化溶融炉に対する不安等から、平成11年(1999年)12月頃から翌年12月頃まで、ガス化溶融炉の試運転中止の指導や業者を交えた合同説明会開催等の要望・要請が県に 多数寄せられ、考える会からは 20,255名もの署名とともに県に陳情書が提出され、住民代表や専門家を含む調査委員会の設置や、ガス化溶融炉に対する地元住民の納得が得られるような安全確認がなされるまで建設を中止し運転させないよう要求があった。	周辺住民等からは、旧R D社に対する不信感や新技術であったガス化溶融炉に対する不安等から、平成11年(1999年)12月頃から翌年12月頃まで、ガス化溶融炉の試運転中止の指導や業者を交えた合同説明会開催等の要望・要請が県に 多数寄せられた。また、考える会からは 20,255名もの署名とともに県に陳情書が提出され、住民代表や専門家を含む調査委員会の設置や、ガス化溶融炉に対する地元住民の納得が得られるような安全確認がなされるまで建設を中止し運転させないよう要求があった。	文を分割。
10	32	第2章2(1)		【この項の参考文献：⑨】	出典元を追記。
11	33	第2章2(1)	一方、住民から県に対しては、平成11年12月24日に 産業廃棄物合同対策委員会 (小野自治会、赤坂自治会、栗東ニューハイツ自治会、日吉が丘自治会、北尾自治会、中浮気団地自治会、考える会で結成。以下「 合対 」という。)	一方、住民から県に対しては、平成11年12月24日に 産廃処理問題合同対策委員会 ※(小野自治会、赤坂自治会、栗東ニューハイツ自治会、日吉が丘自治会、北尾自治会、中浮気団地自治会、考える会で結成。以下「 合同対策委員会 」という。) ※ 合同対策委員会は周辺住民等から「合対」と呼称されることが一般的であった。	産業廃棄物合同対策委員会の略称を「合対」から「合同対策委員会」に修正。

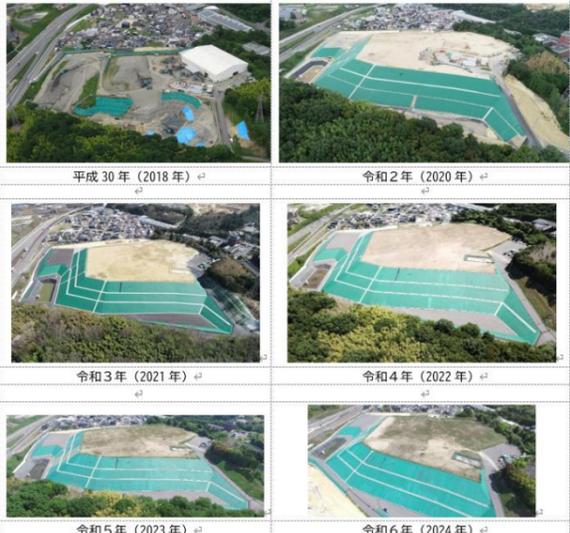
12	34	第2章2(2)		 <p style="text-align: center;">平成11年(1999年)10月12日 旧処分場排水溝の現地調査</p>	旧処分場排水溝の現地調査時の写真を追加。
13	39	第2章2(2)	<p>【コラム】硫化水素ガスの発生と考える会の活動⁴⁾ 平成11年10月には、栗東市で考える会が発会された。この会の作成した冊子での硫化水素に係る記述を以下引用する。⁴⁾ 一九九九年十月九日の町民集会兼「産業廃棄物処理を考える会」(以下「考える会」)の発会式では、日本農村医学研究所客員研究員関口鉄夫氏の講演を準備した。前日からきていた関口氏は住民といっしょにR D処分場を見に行った。そのとき、処分場から北尾団地の住宅地に向けた排水管を通して卵の腐ったような臭いがでているのを嗅いで、「これは硫化水素である。猛毒なのですぐなかさないといけない」と住民に伝えて、いつから臭っているのかと尋ねた。⁴⁾ (中略)⁴⁾ 十一日、強くなってきた臭いに危険を感じた住民は、湖南消防署、草津警察署に連絡をした。多くの住民が硫化水素の臭いがきつい排水管の場に集まってきていた。到着した警察署生活安全課の人は「くさい」と言ってその場を離れ、消防署の隊員が検知器を排水管に差し込んだ。⁴⁾ そして「硫化水素は検知しない。こういう廃棄物処理場ではメタンが出やすいのだが」と取り囲んでいた住民やR Dエンジニアリング(以下R D) 処分場幹部に話した。それを聞いたR D幹部は「メタンだから心配ない」とふれて回った。⁴⁾ (中略)⁴⁾ 翌十二日午前、北尾団地住民および考える会メンバー約五十人で、滋賀県環境整備課(二〇〇〇年度より廃棄物対策課と名称変更のため以下は新名称を使う)に押し掛けた。硫化水素の危険性と不安を訴え、ただちに対策をとることを求め、午前中かかって「午後三時に現地調査すること」を約束させた。その足で消防署へ行き、ここでは玄関に立ったままの交渉で「本日再度調査すること」にさせた。⁴⁾ 三時、現地では強い臭いが流れてきた。硫化水素ガスは、消防署の検知器で五十ppmの濃度をふりきる高い値を示した。⁴⁾</p> <p style="text-align: right;">※考える会の活動の詳細は第7章参照 【このコラムの内容は参考文献④による。】</p>	<p>【コラム】硫化水素ガスの発生と考える会の活動⁴⁾ 平成11年10月には、栗東市で考える会が発会された。この会の作成した冊子での硫化水素に係る記述を以下引用する。⁴⁾ 一九九九年十月九日の町民集会兼「産業廃棄物処理を考える会」(以下「考える会」)の発会式では、日本農村医学研究所客員研究員関口鉄夫氏の講演を準備した。前日からきていた関口氏は住民といっしょにR D処分場を見に行った。そのとき、処分場から北尾団地の住宅地に向けた排水管を通して卵の腐ったような臭いがでているのを嗅いで、「これは硫化水素である。猛毒なのですぐなかさないといけない」と住民に伝えて、いつから臭っているのかと尋ねた。⁴⁾ (中略)⁴⁾ 十一日、強くなってきた臭いに危険を感じた住民は、湖南消防署、草津警察署に連絡をした。多くの住民が硫化水素の臭いがきつい排水管の場に集まってきていた。到着した警察署生活安全課の人は「くさい」と言ってその場を離れ、消防署の隊員が検知器を排水管に差し込んだ。⁴⁾ そして「硫化水素は検知しない。こういう廃棄物処理場ではメタンが出やすいのだが」と取り囲んでいた住民やR Dエンジニアリング(以下R D) 処分場幹部に話した。それを聞いたR D幹部は「メタンだから心配ない」とふれて回った。⁴⁾ (中略)⁴⁾ 翌十二日午前、北尾団地住民および考える会メンバー約五十人で、滋賀県環境整備課(二〇〇〇年度より廃棄物対策課と名称変更のため以下は新名称を使う)に押し掛けた。硫化水素の危険性と不安を訴え、ただちに対策をとることを求め、午前中かかって「午後三時に現地調査すること」を約束させた。その足で消防署へ行き、ここでは玄関に立ったままの交渉で「本日再度調査すること」にさせた。⁴⁾ 三時、現地では強い臭いが流れてきた。硫化水素ガスは、消防署の検知器で五十ppmの濃度をふりきる高い値を示した。⁴⁾</p> <p style="text-align: right;">※考える会の活動の詳細は第7章参照 【このコラムの内容は参考文献④による。】</p>	第7章の記述が団体の活動の詳細に係る内容ではないため文言を削除。
14	43	第2章2(5)	この住民監査請求は、地方自治法第242条に規定された <u>請求の期限</u> を超過していたため却下されることとなったものの、	この住民監査請求は、地方自治法第242条に規定された <u>1年の</u> 請求の期限を超過していたため却下されることとなったものの、	地方自治法に規定された請求期限の具体的な期間について追記。
15	44	第2章2(6)	また、県が実施するケーシング調査にあわせ、合同対策委員会から平成13年(2001年)2月1日付けで、埋設場所や証言者の発言テープ、弁護士立会のもと作成した調書を提出する旨の文書が提出されたが、県が証言内容を直接確認することが必要であるとしたことや、具体的な埋立箇所がはっきり特定されないことから、 <u>当時</u> 、結局ドラム缶の調査は実施されず、平成17年(2005年)6月の改善命令の履行期限後に行われた。	また、県が実施するケーシング調査にあわせ、合同対策委員会から平成13年(2001年)2月1日付けで、埋設場所や証言者の発言テープ、弁護士立会のもと作成した調書を提出する旨の文書が提出されたが、県が証言内容を直接確認することが必要であるとしたことや、具体的な埋立箇所がはっきり特定されないことから、 <u>住民の複数回の要求にもかかわらず当時</u> 、結局ドラム缶の調査は実施されず、平成17年(2005年)6月の改善命令の履行期限後に行われた。	埋め立てられたドラム缶に関して住民から複数回調査要求があったことを追記。
16	47	第2章3(1)	懇談の中では、住民から廃棄物の現在の高さ等から考えると処分場の許可容量を超えている可能性があるとの指摘があったが、知事は許可範囲内で埋立を行っているはずであり、まずは安全対策が重要であると回答している。	懇談の中では、住民から廃棄物の現在の高さ等から考えると処分場の許可容量を超えている可能性があるとの指摘があったが、知事は許可範囲内で埋立を行っているはずであり、まずは安全対策が重要であると回答している。 <u>(県が平成19年(2007年)に実施したボーリング調査では、埋め立てられた廃棄物が許可容量の約1.8倍あることが明らかになっている。○ページ参照)</u> 。	平成19年に実施したボーリング調査について追記。

17	54	第2章3(1)	<p><u>このうち</u>、深掘是正にかかる埋戻し工事については、(中略)となっている。</p> <p><u>また</u>、このときに(中略)稼働することはなかった。</p>	<p>平成16(2004年)年11月から平成17(2005年)年6月にかけて旧R D社が実施した深掘是正工事において、県は掘削した廃棄物土を対象に有害物質等の確認を実施した。分析は溶出量試験に加え、周辺住民の要望により含有量試験も実施した。その結果、溶出量はいずれも土壤環境基準を下回り、含有量は一部で鉛が160~210mg/kgを示し、参考基準である土壤含有量基準(150mg/kg)を超過した。</p> <p>土壤汚染対策法の規定では、含有量基準を超過した土壤は直接摂取の経路を遮断することが求められること、溶出量の観点からは土壤環境基準に適合しており特に対策を要すると認められるものではないことから、県は鉛の含有量基準を超過した廃棄物土の対策として、直接摂取することがないように覆土による経路遮断手法で問題ないと判断した。加えて、住民の不安をより無くすとともに地下水への影響を極力防止するため、この廃棄物土に雨水等が接触することがないように粘性土で囲うような形で埋め戻すことを求め、旧R D社は県の指導を踏まえ、法面天端付近にこの廃棄物土を埋め戻した。</p> <p><u>また</u>、深掘是正にかかる埋戻し工事については、(中略)となっている。</p> <p><u>なお</u>、このときに(中略)稼働することはなかった。</p>	<p>平成13年12月の旧R D社への改善命令に基づく工事における鉛含有土の埋め戻しについて追記。</p>
18	56	第2章3(3)		 <p>平成17年(2005年)12月16日~22日 掘削調査</p>	<p>平成17年12月の追加掘削調査の写真を追加。</p>

19	63	第3章2(1)	<p>(1) 対策工の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>案</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A-1案</td> <td>全量撤去（良質土埋戻）</td> </tr> <tr> <td>A-2案</td> <td>全量撤去（処理土再利用）</td> </tr> <tr> <td>B-1案</td> <td>全周遮水壁＋覆土（土質系）</td> </tr> <tr> <td>B-2案</td> <td>全周遮水壁＋覆土（シート系）</td> </tr> <tr> <td>C案</td> <td>バリア井戸＋覆土（シート系）</td> </tr> <tr> <td>D案</td> <td>B-1、B-2、C案のいずれか＋有害物質掘削除去</td> </tr> <tr> <td>E案</td> <td>下流部遮水壁＋粘土層修復＋覆土（土質系）</td> </tr> </tbody> </table>	案	内容	A-1案	全量撤去（良質土埋戻）	A-2案	全量撤去（処理土再利用）	B-1案	全周遮水壁＋覆土（土質系）	B-2案	全周遮水壁＋覆土（シート系）	C案	バリア井戸＋覆土（シート系）	D案	B-1、B-2、C案のいずれか＋有害物質掘削除去	E案	下流部遮水壁＋粘土層修復＋覆土（土質系）	<p>(1) 対策工の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>案</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A-1案</td> <td>全量撤去（良質土埋戻）</td> </tr> <tr> <td>A-2案</td> <td>特定有害産業廃棄物等全量撤去（処理土再利用）</td> </tr> <tr> <td>B-1案</td> <td>全周遮水壁＋覆土（土質系）</td> </tr> <tr> <td>B-2案</td> <td>全周遮水壁＋覆土（シート系）</td> </tr> <tr> <td>C案</td> <td>バリア井戸＋覆土（シート系）</td> </tr> <tr> <td>D案</td> <td>B-1、B-2、C案のいずれか＋有害物質掘削除去</td> </tr> <tr> <td>E案</td> <td>下流部遮水壁＋粘土層修復＋覆土（土質系）</td> </tr> </tbody> </table>	案	内容	A-1案	全量撤去（良質土埋戻）	A-2案	特定有害産業廃棄物等 全量撤去（処理土再利用）	B-1案	全周遮水壁＋覆土（土質系）	B-2案	全周遮水壁＋覆土（シート系）	C案	バリア井戸＋覆土（シート系）	D案	B-1、B-2、C案のいずれか＋有害物質掘削除去	E案	下流部遮水壁＋粘土層修復＋覆土（土質系）	A-2案の内容を修正。
案	内容																																				
A-1案	全量撤去（良質土埋戻）																																				
A-2案	全量撤去（処理土再利用）																																				
B-1案	全周遮水壁＋覆土（土質系）																																				
B-2案	全周遮水壁＋覆土（シート系）																																				
C案	バリア井戸＋覆土（シート系）																																				
D案	B-1、B-2、C案のいずれか＋有害物質掘削除去																																				
E案	下流部遮水壁＋粘土層修復＋覆土（土質系）																																				
案	内容																																				
A-1案	全量撤去（良質土埋戻）																																				
A-2案	特定有害産業廃棄物等 全量撤去（処理土再利用）																																				
B-1案	全周遮水壁＋覆土（土質系）																																				
B-2案	全周遮水壁＋覆土（シート系）																																				
C案	バリア井戸＋覆土（シート系）																																				
D案	B-1、B-2、C案のいずれか＋有害物質掘削除去																																				
E案	下流部遮水壁＋粘土層修復＋覆土（土質系）																																				
20	71	第3章2(5)	<p>対策委員会の一部の委員は、事務局の対策委員会の運営方法に疑義を呈しており、委員会の審議の場において疑義を呈することがあった。</p>	<p>対策委員会の一部の委員は、事務局による対策委員会の運営方法が特定の委員に不利な恣意的なものであるとの疑念を持ち、委員会の審議の場において疑義を呈することがあった。</p>	表現を修正。																																
21	71	第3章2(5)	<p>委員会の委員の1名は、この対策委員会を事例として取り上げ、行政の専門家でない学識経験者や一般住民が政策決定過程に関わる際の問題点を明確化すること等に関する論文を執筆し、平成21年7月に滋賀大学環境総合研究センターが発行する学術研究誌で発表した。</p>	<p>委員会の委員の1名は、この対策委員会を事例として取り上げ、学識経験者や一般住民が政策決定過程に関わる際の行政側の対応の問題点を明確化すること等に関する論文を執筆し、平成21年7月に滋賀大学環境総合研究センターが発行する学術研究誌で発表した。</p>	表現を追記修正。																																
22	71	第3章2(5)	<p>この論文においては、対策委員会における三つの事件として委員長の選任、会議の日程調整、A-2案を支持する委員に対する技術的質問に係る連絡の不備が指摘されている。</p>	<p>この論文においては、対策委員会における三つの事件として委員長の選任、会議の日程調整、A-2案を支持する委員に対する技術的質問に係る連絡の不備の3つの事例を取り上げてその実情等についての見解が示されている。</p>	表現を追記修正。																																

23	74	第3章 5 (1)	<p>県と周辺自治会は、「環境省からの助言等を踏まえたRD事案に関する今後の県の対応について」への同意後も、有害物調査の具体的方法等の話し合い、<u>環境省や学識経験者</u>を招いての意見交換や講演等を行ってきた。</p>	<p>県と周辺自治会は、「環境省からの助言等を踏まえたRD事案に関する今後の県の対応について」に係る説明後も、有害物調査の具体的方法等の話し合い、<u>平成22年6月28日には環境省を、同年8月24日および9月8日には学識経験者</u>を招いての意見交換や講演等を行ってきた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・話し合い、意見交換の始期を「県の対応について」の同意後から説明後に修正。 ・環境省および学識経験者を招いた日を明記。 ・一部表現を修正。
24	75	第3章 5 (1)		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>平成22年8月24日 滋賀県と周辺自治会の皆さんとの話し合い</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>有害物調査検討委員会の梶山委員による勉強会（開催日時点は委員就任前）</p> </div> </div>	<p>平成22年8月の県と周辺住民の皆さんとの話し合いおよび同日の梶山委員による勉強会の写真を追加。</p>
25	80	第4章 1 (2)		<p>【コラム】改善命令で埋め戻した鉛含有廃棄物</p> <p>二次対策工事における掘削範囲に、平成17年度に粘性土で包み込んだ鉛含有土の分布範囲が一部含まれていることから、県と地元自治会で今後の取扱いについて検討した。地元自治会からは、二次対策工事基本方針から外れる対応を行う場合には新たに住民との合意が必要である、掘削した鉛含有廃棄物土は、場外搬出を要望するといった意見が挙がったことを受け、県は専門家の意見も踏まえたうえで、平成27年12月22日に県は鉛含有土に以下の方針で対応することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掘削した鉛含有廃棄物土は「選別」を行い、廃プラスチックや木くず等の埋戻しできない「選別回収廃棄物」は、場外に搬出し処分する。 ・選別土は他の廃棄物土と同様に「適合確認分析」を行い、埋戻し基準に不適合の「選別土」は、場外搬出し処分する。 ・「再生資材」および埋戻し基準に適合する「選別土」は、基本方針ではそのままの状態でも埋戻すこととしているが、鉛含有廃棄物土由来の「再生資材」および埋戻し基準適合「選別土」は、残置している他の鉛含有廃棄物土（約4,500㎡）と同様に粘性土で包み込み、その位置情報を記録・保管する。 ・鉛含有廃棄物土由来の「再生資材」や「選別土」が、粘性土で包み込み措置した場所から流出しないよう、目視や浸透水モニタリングで監視する。 <p>鉛含有廃棄物土の埋戻し場所</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	<p>二次対策工事における鉛含有土への対応について追記。</p>

26	83	第4章2(2)	平成26年(2014年)8月29日に開催された第9回連絡協議会では知事が出席し、近隣住民に対しこれまで心配と負担をかけてきたことを謝罪するとともに、RD問題を先進事例として環境行政を改善・前進させていく旨表明している。	平成26年(2014年)8月29日に開催された第9回連絡協議会では知事が出席し、近隣住民に対しこれまで心配と負担をかけてきたことを謝罪するとともに、RD問題を先進事例として環境行政を改善・前進させていく旨表明している。 〔第9回連絡協議会へ知事が出席した後も、連絡協議会において住民から同協議会への知事の出席を求める意見が繰り返し寄せられた。〕	・知事に連絡協議会への出席を求める声が住民からあったことを追記。
27	84	第4章4	その後、関係者の協力を得て 土地の権利関係 を整理し、平成26年度(2014年度)までに全ての土地を県が取得した。	その後、関係者の協力を得て 土地の境界その他の権利関係 を整理し、平成26年度(2014年度)までに全ての土地を県が取得した。	表現を追記修正。
28	120	第7章2(2)	当時の廃棄物処理法上、安定型最終処分場への石膏ボードの埋立ては規制されていなかったが、平成18年(2006年)には、環境省から「 廃石膏ボードから付着している紙を除去したものの取扱いについて(平成18年6月1日環廃産発第060601001号) 」が発出され、安定型最終処分場に埋め立てることが規制されることとなった。	当時の廃棄物処理法上、安定型最終処分場への石膏ボードの埋立ては規制されていなかったが、 平成10年(1998年)には環境省から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について(平成10年07月16日環水企299号)」が発出され、安定型最終処分場に埋め立てる際は付着した紙を除外することとされたほか、 平成18年(2006年)には、環境省から「 廃石膏ボードから付着している紙を除去したものの取扱いについて(平成18年6月1日環廃産発第060601001号) 」が発出され、 紙を除外した石膏ボードについても 安定型最終処分場に埋め立てることが規制されることとなった。	安定型最終処分場への石膏ボードの埋立規制の経緯について追記。
29	120	第7章3(2)	平成11年(1999年)10月、 周辺自治会等の住民 が考える会を設立し、	平成11年(1999年)10月、 周辺自治会や栗東市内等の住民 が考える会を設立し	考える会の設立主体として周辺自治会に加え栗東市内等の住民を追記。
30	122	第7章4	また、平成12年(2000年)には 日本放送協会(以下「NHK」という。) が旧処分場の硫化水素発生について報じたほか、平成20年(2008年)にはNHKおよびびわ湖放送が対策委員会から答申された対策工事の内容等について報じた。	また、平成12年(2000年)には 日本放送協会(以下「NHK」という。) や 民放各社 が旧処分場の硫化水素発生について報じたほか、平成20年(2008年)にはNHKおよびびわ湖放送が対策委員会から答申された対策工事の内容等について報じた。	NHK以外でも報道があったことについて追記。
31	123	第5章5(1)ア		また県では、検証委員会の指摘を受けて平成21年(2009年)4月に滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱を定めた。この要綱では、周辺地域の生活環境の保全上支障が生じないよう処理業者等に適切な指導、助言、監督を行うため、県が毎年度、重点的に検査を行う事項等を定めた立入検査の実施方針を策定し、検査を計画的に実施させるものとしている。また、処理業者等の環境保全、情報公開等への取組を支援すること等を県の責務として定めている。 加えて、廃棄物の処理状況等について積極的に情報開示を行い、地域住民との信頼関係の醸成に努めることを処理業者の責務として定めている。産業廃棄物処理業の許可申請等に当たっては、地元とのリスクコミュニケーションを図り相互理解を深める中で廃棄物処理に対する地元の安心感・信頼感を高めながら事業を進めてもらうことを目的に許可申請等の前から事業計画や生活環境影響調査について地元の説明することや、関係市町長の意見を踏まえた指導に対する報告が適当と認められた後に許可申請等の手続きを経ておく旨を定めている。	滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱について追記。

32	166	おわりに	 <p>平成30年(2018年) 6月14日</p> <p>令和2年(2020年) 9月30日</p> <p>令和3年(2021年) 3月31日</p> <p>令和4年(2022年) 5月17日</p> <p>令和5年(2023年) 1月15日</p> <p>令和6年(2024年)</p>	 <p>平成30年(2018年) 6月14日</p> <p>令和2年(2020年) 9月30日</p> <p>令和3年(2021年) 3月31日</p> <p>令和5年(2023年) 5月17日</p> <p>令和6年(2024年) 1月15日</p>	<p>対策工事完了（令和3年3月31日）以降の航空写真を2年度あたり1枚に変更</p>
----	-----	------	---	---	---

軽微な語句の修正等については掲載を省略しています。